

○観音寺市簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理に関する要綱

平成30年 3 月 30日 告示第46号

観音寺市簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、簡易専用水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。）以外の貯水槽水道（同法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理基準)

第2条 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い管理を行うものとする。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第3条 前条の管理に関し、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、毎年1回以上、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うものとする。

(報告及び指導)

第4条 市長は、簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者に対し、その管理について報告を求め、又は指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。